

定期報告の対象となる指定建築設備

神戸市の特殊建築物等定期報告の対象となる建築物【表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が表の規模又は階に該当するもの(※)】に設ける建築設備のうち次のもの（共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く）

換気設備	煙感知器連動型防火ダンパー（SFD、SD）を設けた建築物の、①無窓居室、②下表のA-1又はA-2の建築物の居室、③火気使用室の機械換気設備
排煙設備	排煙機又は送風機を設けた機械排煙設備
非常用の照明装置	予備電源別置型（予備電源が内蔵蓄電池のみでないもの）の非常用の照明装置

用 途		規模・階数 左の用途に供する部分の床面積が、下記のいずれかに該当するもの。 ※該当する用途部分の床面積が200㎡以下のもの、又は避難階のみにあるものは対象外（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）
A-1	劇場、映画館、演芸場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
A-2	観覧場（屋外にあるものを除く。）、公会堂、集会場（100㎡を超える集会室があるものに限る。）	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席が200㎡以上のもの ④ 主階が1階にないもの（劇場・映画館又は演芸場に限る。）※1
A-3	体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2,000㎡以上のもの
A-4	学校、体育館（学校に附属するものに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で2,000㎡を超えるもの
A-5	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
B-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等※2 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
B-2	ホテル、旅館	
B-3	事務所 その他これに類するもの	建物全体で1,000㎡を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が5以上であるもの
C-2	公衆浴場	① 地階の部分で100㎡を超えるもの
C-3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店	② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 建物全体で3,000㎡以上のもの ④ 2階の部分で500㎡以上のもの
	共同住宅※3	① 地階の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの（ただし地階に住戸または住戸からの避難経路があるものに限る） ② 6階以上の部分で100㎡を超え、かつ、建物全体で500㎡を超えるもの

※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。

※2 「児童福祉施設等」とは児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）で、そのうち要援護者の収容施設があるものを対象とします。

※3 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。